

成人の刑事事件

第37条（公訴の提起）

削除

従来、第3章「成人の刑事事件」の下、旧37条は、少年の福祉を害する成人の刑事事件（未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒防止法、労働基準法、児童福祉法、学校教育法の各違反）について家庭裁判所に公訴を提起すべきことを規定していた。これは、少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講じるという当時の1条の目的（その後、2008〔平成20〕年改正法でこの部分が削除されている）を受けて設けられていた。

すなわち、非行の背後には成人の無理解や不当な取扱いがあり、そのような成人の行為が犯罪となる場合の刑事事件は、少年事件を専門に扱い少年に理解のある家庭裁判所が取り扱うのが適当であり、また、このような事件は、少年事件の捜査・調査等の過程で発覚することが多く、証拠関係も共通することが多いことから、この種の事件は家庭裁判所が取り扱うのが便宜と考えられたことから、家庭裁判所の管轄とされた（平場〔1987〕1453頁）。

少年の福祉を害する成人の刑事事件についての管轄を家庭裁判所とすることについては、少年法の草案段階のGHQ意見に現れていたが、アメリカの原因供与罪の制度を中途半端に採用したために実効性の乏しいものになったと指摘され（小林充〔1980〕2384頁）、職権主義的・非方式的な審問主義の家庭裁判所の手続の中に、当事者主義的・対審的手続の成人の刑事手続を取り入れたことなど制度的な問題点があるほか、判例は37条を家庭裁判所の専属管轄を規定したものと解釈し（最判昭32・2・5刑集11・2・498）、1人の被告人について併合罪関係にある複数の犯行に関する併合の利益が害される場合があるなどの問題があることが指摘され（平場〔1987〕3454頁）、立法的解決が求められていた。

このような状況を踏まえて、2008年改正法において、37条は削除され、それとともに1条にも修正が加えられ（久木元ほか〔2011〕423頁以下）、少年の福祉を害する成人の刑事事件についての管轄は、地方裁判所・簡易裁判所へ移管され、その結果、家庭裁判所に公訴が提起される刑事事件はなくなることになった。そして、第4章が第3章に、第5章が第4章にそれぞれ改められ、裁判所法、刑事訴訟法

の関係規定が改正された(久木元ほか〔2011〕5136頁, 廣瀬〔2011〕6424頁〔廣瀬〕)。

- 1 平場安治(1987)『少年法〔新版〕』有斐閣
- 2 小林充(1980)「少年法37条をめぐる諸問題」最高裁判所事務総局編『家庭裁判所論集』法曹会
- 3 前掲注1書
- 4 久木元伸ほか(2011)『少年法等の一部を改正する法律及び少年審判規則等の一部を改正する規則の解説』法曹会
- 5 前掲注4書
- 6 廣瀬健二編(2011)『裁判例コンメンタル少年法』立花書房

(山下幸夫)